

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 外7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨 (憲法24条1項について)

2023(令和5)年5月25日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 三浦 徹也

第1 はじめに

原告らは、本期日までに、昨年11月の東京一次訴訟判決を踏まえた主張の補充書面を提出しました。ここでは、そのうち憲法24条1項に関する主張について、意見を述べます。

第2 憲法24条1項と問題の所在

婚姻は、その後の生活と人生を共にすべきパートナーに関する選択であり、個人の幸福の追求について自ら行う意思決定の中で最も重要なものの一つです。

もちろん、実際に婚姻を望むか否かは、それぞれが自分の人生をど

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

のように考え、自己実現を図るかの問題であって、その生き方の選択は等しく尊重されるべきものです。

しかし、婚姻をする／しないという生き方が尊重されているといえるためには、そもそも婚姻という選択が可能でなければなりません。婚姻制度を利用する選択肢、望む相手と婚姻する可能性がなければ、婚姻をする／しないという生き方が、自律的な自己決定によるものとはいえません。

しかし、原告らは、自らの望む相手と婚姻するという選択肢がありません。

本件は、このように社会的にマイノリティである法律上同性のカップルが、過去の誤った知見、不当な偏見、差別ゆえに婚姻制度から排除され、婚姻としての関係性を社会的に公証し、承認させる手段がない現状の法制度の違憲性が問われています。

第3 東京一次訴訟判決の判断内容の問題点

東京一次訴訟判決は、この婚姻について、「その時代の社会通念に従って婚姻とみられるような関係、いわば社会的な承認を受けた人的結合関係をいうものと解されてきた」(39頁)とした上で、法律上同性のカップルについて、「異性間の婚姻と同じ『婚姻』と捉えるべきとの社会通念や社会的な承認が生じているか否か」という基準を定め、結論として、「現段階において、同性間の人的結合関係を異性間の夫婦と同じ『婚姻』とすることの社会的承認があるものとはまでは認め難いものといわざるを得ない。」(42頁)と判断しました。

しかし、繰り返しになりますが、本件は過去の不当な偏見や差別ゆえに婚姻制度から排除され、婚姻としての関係性を社会的に公証し、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 8 回期日(20230525)提出の書面です。

承認させる手段がない現状の法制度の違憲性が問われています。

仮に法律上同性のカップルを「婚姻」として保護することについて「社会的な承認」がないのだとしても、それが過去の誤った知見、不当な偏見、差別による影響によるものであった場合、「社会的な承認」がないことを理由に法律上同性のカップルの婚姻を否定することは、法律上同性のカップルに対する過去の偏見・差別を追認、助長する危険があります。このようなことは、法解釈としても許されるものではありません。

例えば、東京一次訴訟判決は、同性間の婚姻の導入について反対意見を有する人について、「反対意見の多くは、婚姻を男女間の人的結合関係と捉える伝統的な価値観に根差したものであると考えられる」（41頁）と判示して、「同性間の人的結合関係を異性間の夫婦と同じ『婚姻』とすることの社会的承認があるものとまでは認め難い」ことの一つの根拠としていますが、このような反対意見の「善意解釈」は何ら証拠に基づいたものではありません。

同性間の婚姻が可能となっても、東京一次訴訟判決がいうところの「夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送りながら、次の世代につないでいく」という人間の営みは、何も変わらず続いていきます。法律上同性カップルの婚姻は、婚姻を望む法律上同性のカップルにとっては素晴らしいものですが、それ以外の者にとっては、ただ同じ日常が続くだけです。

それにもかかわらず、憲法 24 条 1 項は、全ての人が法律上同性のカップルの婚姻に賛成にならなければ、婚姻の自由の保障を認めないのでしょうか。反対意見が「伝統的な価値観」に根差していたとして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第8回期日(20230525)提出の書面です。

も、その「伝統的な価値観」の背景に過去の誤った知見や、偏見・差別が潜んでいる可能性について検証せず、幸福追求を合理的な理由なく制限する解釈を認めてしまってよいのでしょうか。

第4 裁判所に求めるもの

東京一次訴訟判決は、このような危険性を全く考慮しない点で大きな問題があります。

本訴訟の裁判官におかれましては、憲法24条1項の解釈においても、法律上同性のカップルがまさに今を生きていること、差別の歴史を直視して、正当な判断をすることを求めます。

以上